



平成24年 3月15日

各 位

会社名 サイボウズ株式会社
本店所在地 東京都文京区後楽一丁目4番14号
代表者の役職氏名 代表取締役社長 西端 慶久
(コード番号4776 東証第一部)
問い合わせ先 取締役副社長 山田 理
電話番号 03-5805-9035 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成24年4月20日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

平成23年11月22日公表の、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、所要の変更を行うとともに、決算期の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。また、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる書類に、連結計算書類を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
<p>【招集時期】 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>4</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>【定時株主総会の基準日】 第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>1</u>月31日とする。</p> <p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【事業年度】 第37条 当会社の事業年度は、毎年<u>2</u>月1日から<u>翌年1</u>月31日までの1年とする。</p> <p>【剰余金の配当の基準日】 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>1</u>月31日とする。</p>	<p>【招集時期】 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>【定時株主総会の基準日】 第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>連結計算書類</u>および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【事業年度】 第37条 当会社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>【剰余金の配当の基準日】 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p>

<p>【中間配当】</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>7月31日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【中間配当】</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 定款第37条（事業年度）の規定にかかわらず、平成24年2月1日から始まる第16期事業年度は、同年12月31日までの11ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第2条 定款第39条（中間配当）の規定にかかわらず、第16期事業年度の中間配当の基準日は、平成24年7月31日とする。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、第16期事業年度の経過をもってこれを削る。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年4月20日（予定）
定款変更の効力発行日	平成24年4月20日（予定）

以上